

不利益処分に係る処分基準

平成20年9月1日作成

|                   |  |
|-------------------|--|
| 処分の概要             | 公文書の閲覧または視聴の中止または禁止  |
| 条例等名              | 函館市情報公開条例施行規則  |
| 根拠条項              | 第7条  |
| 条例等の定め<br>(事務の内容) | 公文書の閲覧または視聴をする者が当該公文書を汚損し、または破損するおそれがあると認めるとき、または職員の指示に従わないときは、当該閲覧または視聴を中止させ、または禁止することができる。 |
| 処分基準              | 上記のとおり   |
| 申請先               | 函館市総務部文書法制課 (電話 21 - 3649)   |
| 備考                |  |